

ガス警報器緊急設置支援事業に係る執行団体公募要領

1 目的

令和8年熊本地震後に、大型ショッピングモールにおいて発生した爆発事故を受け、ガス警報器の設置を促進することにより、ガス漏れ等の事故から県民の生命・財産を守るとともに、地域の防災力向上を図る事業として、間接補助事業を実施することとしており、その補助事業者(執行団体)を募集するもの。

2 事業スキーム

鳥 取 県	
申請 ↑ ↓ 補助	補助率 10/10以内
執 行 団 体	本公募の対象
申請 ↑ ↓ 補助	補助率 10/10(上限あり)
間 接 補 助 事 業 者	

3 事業の内容

別添「ガス警報器緊急設置支援事業補助金に係る申請受付等業務内容について」のとおりとする。

4 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月15日(月)まで

5 補助金の交付要件等

(1) 補助額

本補助金の補助額は200,000,000円を上限とし、その内訳は以下のとおり。

ア 事務費(公募から補助金執行等に係る一連の事務費等): 上限21,000,000円

イ 事業費(間接補助事業者への補助額): 上限179,000,000円 ※見込申請数6,000件程度

補助金の交付決定額は、調整のうえ決定することとし、精算払いを原則とするが、県が業務の円滑な遂行のために必要と認める場合は、概算払いも認める。

(2) 経費区分

経費区分	内容	補助率
事務費	チラシの作成や補助金執行事務処理に要する経費	10/10
補助事業費 (補助金)	間接補助事業者がガス警報器の購入・設置に要する費用(設置手数料等を含む)	10/10 (上限20,000円/戸)

6 応募に関する事項

(1) 資格要件

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(ア) 法人格を有すること。

(イ) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)等を有していること。
ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(エ) 本要領の交付開始日から本業務の応募申請書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力

団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等(暴力団員であることを知りながら、次のaからfまでのいずれかの事実があるものをいう。)でないこと。

- a 暴力団員を経営幹部とすること。
- b 暴力団員を雇用すること。
- c 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
- d 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
- e 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
- f 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

(カ) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

(キ) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2)応募に係るスケジュール

ア 公募期間	令和8年9月16日(水)から同年10月8日(木)まで
イ 質問提出期限	令和8年9月25日(金)午後5時15分
ウ 質問に対する回答	令和8年9月29日(火)
エ 応募表明書提出期限	令和8年10月1日(木)午後5時15分
オ 応募申請書提出期限	令和8年10月8日(木)午後5時15分
カ 審査会(書面)	令和8年10月中旬
キ 執行団体の決定及び結果通知	令和8年10月中旬
ク 交付申請及び決定、事業の着手	令和8年10月下旬

(3)質問書の提出

当公募に関する質問がある場合は、様式第1号により電子メールにより令和8年9月25日(金)午後5時15分までに提出すること。

(4)応募表明書の提出

ア 応募表明書(様式第2号)の提出は、参加資格確認書(様式第3号)を添えて令和8年10月1日(木)午後5時15分までに9の場所に持参又は郵送により提出すること(ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない)。

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による提出の場合は、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

イ 応募申請書の提出

アの応募表明書を提出期限までに提出した者であって、本事業に係る応募をする者は、様式第4号から第6号までの書類を添えて、令和8年9月16日(水)から同年10月8日(木)午後5時15分までに9の場所に持参又は郵送により提出すること(ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない)。

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による提出の場合は、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

7 審査方法等

審査は、事業提案書に基づき実施し、必要に応じてヒアリングを行うこととする。その場合、開催日時及び場所等については別途通知する。その他は次のとおり。

- (1) 事業提案書の評価は、ガス警報器緊急設置支援事業補助金に係る申請受付等業務プロポーザル審査会において、あらかじめ提出された事業提案書を、各審査委員が審査基準に基づき審査項目について個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点(合計点)を算出するとともに、順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の合議により順位を決定する。
- (2) 上記(1)により最も優れた順位を得た者を補助事業者とする。ただし、合計点が35点未満の者は選定しないものとする。また、補助事業者以外の者についても、順位付けを行う。

審査項目	審査内容	配点
(1)業務執行体制	本業務を確実に遂行するための十分な人員体制、発注者との連携体制が確保されているか	20
(2)業務遂行能力	各提案内容のスケジュール管理体制について、明確かつ具体的に構成されており、実現性に無理はないか	10
	間接補助事業者に対して、事業内容や参加条件等が理解出来るよう工夫しているか	20
(3)広報啓発能力	事業内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	20
	その他、本業務の成果を高めるための独自の提案・工夫がみられるか	10
(4)経費の妥当性	事務費について、必要となる経費等を過不足なく考慮し、適切に積算が行われ、上限額を考慮した提案価格となっているか。	20
	合計	100

(3) 審査結果の通知、公表

審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県危機管理部消防防災課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoubou/>)に公表するものとする。

8 補助金交付申請書の提出と事業開始

審査結果の通知により、補助事業者として決定通知を受けた者は、受領後、速やかに県に交付申請書を提出し、県からの交付決定通知書を受領した後に事業開始となる。

9 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県危機管理部消防防災課 保安担当

電話 0857-26-7063/ファクシミリ 0857-26-8139

電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

10 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された応募申請書を無効とする。

ア 6(1)の参加資格のない者から応募申請書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた応募申請書が提出された場合。

ウ 6(4)の応募表明書の提出が提出期限までにない者から応募申請書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時15分を過ぎて提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

オ 5(1)に示す予算額を超える応募申請書が提出された場合。

(2) 参加費用等

本公募の参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3) その他

ア 補助金については、県予算の範囲内で交付し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の規定によるほか、交付要綱、実施要領、公募要領に定めるところによることとする。

イ 補助事業に関する制作物の著作権及び複製権は全て本県に帰属するものとする。